別表六(三十一)付表二の表中

調整雇用者給与等支給額 (別表六(三十一)「8」)	調整雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)「8」)
当期の終了の日における雇用者の数 (別表六(二十四)付表一「1の①」)	当期の終了の日における雇用者の数 (別表六(二十三)「33」)
調整地方事業所基準雇用者数 (別表六(二十四)「3」)	調整地方事業所基準雇用者数 (別表六(二十三)「3」)
特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「19」)	特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十三)「5」)
特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「21」)	特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十三)「10」)

を

移転型地方事業所基準雇用者数 (別表六(二十四)付表一「5の③」)	移転型地方事業所基準雇用者数 (別表六(二十三)「11」)
移転型特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「20」)	移転型特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十三)「7」)
対象移転型特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「22」)	対象移転型特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十三)「15」)

に改め、同表の記載要領第１号中「(令和４年４月１日から令和６年３月31日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限る。)」を削り、同第11号中「「移転型特定新規雇用者基礎数(別表六(二十四)「20」)　(7)」」を「「移転型特定新規雇用者基礎数(別表六(二十三)「7」)　(7)」」に、「「対象移転型特定非新規雇用者基礎数(別表六(二十四)「22」)　(8)」」を「「対象移転型特定非新規雇用者基礎数(別表六(二十三)「15」)　(8)」」に改め、同表を別表六(三十六)付表二とする。

別表六(三十二)の表中

調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「25」)	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」)

を

調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉒」)	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑱」)

に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の６第２項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)」を削り、同第11号中「掲げる場合」の次に「のいずれかに該当する場合」を加え、同号㈠中「別表六(七)「3」、「7」、「8」、「12」又は「15」」を「別表六(七)「6」、「7」、「11」又は「14」」に改め、同表を別表六(三十七)とする。

別表六(三十三)の表中

特定税額控除規定の適用可否 (別表六(七)「3」、「7」、「8」、「12」若しくは「15」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)	可

を

特定税額控除規定の適用可否	

に、

調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「25」)	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」)

を

調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉓」)	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑲」)

に、

調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉔」)	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑳」)

に、

調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉕」)	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉑」)

に改め、同表の記載要領第七号を同第八号とし、同第四号から第六号までを１号ずつ繰り下げ、同第三号㈠中「第６号」を「第７号」に改め、同号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の１号を加える。

２　「特定税額控除規定の適用可否」の欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。

⑴　別表六(七)「6」、「7」、「11」又は「14」の要件のいずれかに該当する場合

⑵　租税特別措置法第42条の４第19項第７号(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)に規定する中小企業者(同項第８号に規定する適用除外事業者又は同項第８号の２に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。)又は同項第９号に規定する農業協同組合等に該当する場合

⑶　当該事業年度が令和６年４月１日以後に開始する事業年度に該当する場合